



## 令和5年度介護保険料

### 特別徴収（年金天引）額の誤りについて

介護保険システムの不具合により、令和5年度介護保険料特別徴収対象者の一部について、本市からの通知書の金額と特別徴収（年金天引）される金額に差異があることが判明しました。

#### 内容

特別徴収対象者のうち、8月分の介護保険料について、通知書の記載どおりに年金から介護保険料が徴収されず、徴収額に過不足が生じるため、介護保険料の還付または追加徴収が発生することが判明しました。

年間保険料額については、変更はありません。

#### 対象者

約3,200人

#### 委託先システム事業者

富士通Japan株式会社

#### 今後の対応

対象者に、早急にお詫<sup>わ</sup>びとお知らせを送付します。

還付となる方については還付通知書を、追加徴収となる方には納付書を送付します。

今後、このようなことのないように、仕様を十分確認するとともに、チェック体制を強化することにより、再発防止に努めます。

問い合わせ 介護保険課 Tel072・754・6228